

■ 所得税の申告

次に該当する方は申告が必要となります。

- 平成22年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- 給与を2力所以上から受けている方

○事業所得や不動産所得などがある方で、平成22年中の各種の所得の合計額が基礎控除等の諸控除の合計額を超える方

還付申告ができる場合

- 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別税額控除などを受けることができる方
- 年の途中で退職し、再就職をせず、年末調整を受けなかった方

農業所得事前相談会

町民税務課では農業所得のある方を対象に事前相談会を2月3日(木)から5日(土)まで開催します。

■ 申告時に

必要なもの

- ①平成22年中の所得があきらかにできるもの
・給与所得のある方は、給与所得に係る源泉徴収票（原本）
・公的年金等の所得のある方は、公的年金等に係る源泉徴収票
・事業（農業等）所得のある方は、収支内訳書
- ②雑損控除を受けるには罹災証明書、「災害等に関連するやむをえない支出」の領収書等
- ③医療費控除を受けるには、医師等の領収書（領収書はあらかじめ医療を受けた人ごとに支払った合計金額を算出してください。）
また、介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスのうち、一定の金額に相当する部分が対象となりますので、その領収書
- ④社会保険料控除を受けるには支払証明書（国民年金保険料は支払証明書添付。また、確定申告を役場以外とする方は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の証明書は、各担当課で発行します。）
- ⑤小規模企業共済掛金控除を受けるには支払証明書
- ⑥生命保険料控除を受けるには生命保険料支払証明書
- ⑦地震（旧長期損害）保険料控除を受けるには地震（旧長期損害）保険料支払証明書
- ⑧寄付金控除を受けるには支払証明書
- ⑨勤労学生控除を受けるには学生証の写し
- ⑩住宅借入金等特別控除を初めて受けるには（1年目）
・住民票（平成23年1月以降のもの）
・借入金の年末残高証明書
・売買契約書、請負契約書、建築確認通知書の写し
・家屋の登記事項証明書
・借入金に含まれる敷地等の購入にかかる借入金の控除を受ける場合は、その敷地の登記事項証明書、売買契約書
・認定長期優良住宅に該当する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書（写し可）または認定長期優良住宅建築証

明書

⑪申告書等（確定申告をする方で税務署から用紙が送付されている方は、その申告書や収支内訳書が必要です。それ以外の方については、申告会場にある用紙を使用します。）

⑫還付を受ける方で口座振替を希望される方は、本人名義の預金通帳

■お問い合わせ

町民税務課税務G
☎(84)1966（直通）

古河税務署

☎(32)4161
（出印）

便利で有利な振替納税

■ 申告所得税

納期限 3月15日(火)
振替納税を利用すると 4月22日(金)

■ 個人事業税の消費税

納期限 3月31日(木)
振替納税を利用すると 4月27日(水)

※振替納税利用の方は納期限前日までに預金残高の確認をお願いいたします。

申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」で

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。